

長野県在宅重症難病患者一時入院事業取扱要領

(趣旨)

第1条 長野県難病医療提供体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5第3項に規定する在宅重症難病患者の一時入院に関する事務手続及び運営等について、要綱に定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、長野県とする。ただし、事業の実施に当たっては、知事が適当と認める者に事業の全部又は一部を委託して行うことができる。

(対象患者)

第3条 この事業の対象患者は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 長野県に住所を有する者
- (2) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者のうち、人工呼吸器等装着者（継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある、かつ、日常生活動作が著しく制限されている者）又はそれに準ずる程度の者であって、入院治療が必要となった者（病状の悪化等の理由により居宅での療養が困難な状況となった者）

(一時入院施設)

第4条 この事業の対象施設は、県内の難病患者の受入れが可能な医療機関とする。

(難病診療連携コーディネーター)

第5条 要綱第5に規定する難病診療連携コーディネーターは、一時入院を希望する者又はその家族及び一時入院施設等と一時入院に関する入退院の調整等を行う。

(一時入院の調整)

第6条 一時入院の調整は、下記のとおりとする。

- (1) 対象患者及びその家族（以下「対象患者等」という。）は、病状の悪化等の理由により居宅での療養が困難な状況になった場合に、かかりつけ医療機関に一時入院に関する申出を行い、かかりつけ医療機関が調整を行う。
 - (2) かかりつけ医療機関において一時入院の調整が難しい場合は、医療機関が難病診療連携コーディネーターに申し出る。
- 2** 難病診療連携コーディネーターは、申出の内容を審査し、当該対象患者が常時診療を受ける医療機関以外の一時入院施設で一時入院が必要と判断される時は、一時入院施設と一時入院に関する調整を行い、対象患者等に連絡する。

(病床確保協力金)

第7条 知事は、療養病床において対象患者の一時入院の受入れを行った一時入院施設に対し、対象患者一人につき1日5,000円を上限として、予算の範囲内において、実績に応じ、病床確保協力金を支給するものとし、その取扱いは、次条以下に規定する事項により行うものとする。

(申請)

第8条 第6条に規定する調整の結果、一時入院施設（療養病床を利用する場合に限る。）に一時入院することが決定した場合、一時入院施設の長は、事前に健康福祉部保健・疾病対策課に協議し、要件を満たしている場合には、知事あて、在宅重症難病患者一時入院事業病床確保協力金支給申請書（様式1）（以下「申請書」という。）を健康福祉部保健・疾病対策課へ提出する。

なお、必要に応じて医療状況等を確認できる連絡票（様式2）を添えて、送付する。

(病床確保協力金支給の決定)

第9条 知事は、難病診療連携コーディネーターの審査を踏まえ、申請内容が適切と認める場合は、在宅重症難病患者一時入院事業病床確保協力金支給決定通知書（様式3）により一時入院施設の長に通知する。

(緊急時の手続)

第10条 知事が対象患者の病状等に鑑み、緊急性が極めて高いと認めた場合には、第8条及び第9条の手続を口頭で行うことができる。この場合においては、入院後速やかに書面による手続を行うものとする。

(病床確保協力金の支払期間)

第11条 1回の一時入院の期間のうち14日以内とし、同一年度で対象者1人につき、原則2回まで支払う。

(実績報告)

第12条 一時入院施設の長は、当該年度末までに当該年度分の一時入院の実施状況について、在宅重症難病患者一時入院事業実績報告書（様式4）により、知事に報告する。

(病床確保協力金の支払い)

第13条 知事は、前条の実績報告に基づいて、一時入院施設の長に病床確保協力金を支払うものとする。

(移送)

第14条 患者の移動（移送）については、対象患者等の責任において行い、知事はその費用負担を行わない。

(その他)

第15条 この要領の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

この要領は、平成30年11月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

この要領は、令和6年3月6日から施行する。